

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-9
提出年月日	令和5年2月17日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	とりまとめた資料-1	以下の記載の修正をしました。 1-1)項 「など」を「等」に修正しました。 2)項 比較対象とした「大飯発電所3/4号炉」を追記しました。 2-1)項 【差異A】 格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンについて、1次系フィードアンドブリードのその他使用する設備として整理したことから、差異Aの記載にて泊において含めて記載しているとする設備から削除、及び、「2次冷却設備」として設置許可施設名称に統一しました。 【差異B】以下の記載の適正化をしました。 (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱にて異なるポンプを使用する別手段として (新) 蒸気発生器2次側からの除熱に使用するポンプの機能回復の手段毎に	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	とりまとめた資料-3	以下の記載の修正をしました。 【差異②】 図示内容及びページ下の枠囲みで記載する内容と整合するよう「また、再循環サンプ取水ラインの系統構成（高圧注入系、低圧注入系、格納容器スプレイ系の組合せ）が異なっている」を追記しました。 また、左右の系統図に標題を追記しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	とりまとめた資料-4	以下の記載の修正をしました。 【差異③】 冒頭文の文末「代替交流電を給電により」を「代替交流電源からの給電により」と誤記修正しました。 また、左右の系統図に標題を追記しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	とりまとめた資料-5	以下の記載の修正をしました。 2-3)項 の標題について、「名称が違うが同等の設備」から「名称は異なるが同等の設備」と記載を適正化しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	P46-2	5. 5. 1 概要 図表番号を修正しました。（下線部参照） (旧) 第5. 5_1図から第5. 5_10図 (新) 第5. 5_1図から第5. 5_10図	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【46条】 （SA46 r. 4. 2）	P46-2	（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （i）1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 の2段落目 SA45条における同手段の記載との整合のため修正しました。（下線部参照） （旧）高圧注入ポンプにより、燃料取替用水ピットの水を <u>安全注入系統にて</u> 原子炉容器へ注水し、 （新）高圧注入ポンプにより、燃料取替用水ピットの水を原子炉容器へ注水し、	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【46条】 （SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-3	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【46条】 （SA46 r. 4. 2）	P46-2	（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （i）1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 の2段落目 2段落目末尾の以下の記載と3段落目冒頭の記載が重複していたため、2段落目の記載を削除しました。（下線部参照） （旧）また、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧中に蓄圧タンクの水を1次冷却材との圧力差により原子炉容器へ注水し、注水完了後に蓄圧タンク出口弁を閉止できる設計とする。 （新）3段落目冒頭の記載と重複のため記載削除	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 【46条】 （SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	P46-2	<p>（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （i）1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の3段落目</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードにおける注水は、ほう酸水注水の効果が目的ではなく、炉心への注水が目的であるため記載を修正しました。（下線部参照）</p> <p>（旧）また、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧中に蓄圧タンクのほう酸水を自動で原子炉容器へ注水し、 （新）また、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧中に蓄圧タンクの水を1次冷却材との圧力差により原子炉容器へ注水し、</p>	「自動で」を「1次冷却材との圧力差により」への修正は、指摘事項No. 19による反映
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-3	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-3	<p>（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （i）1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の最終段落</p> <p>記載漏れのため追記しました。（下線部参照）</p> <p>（旧）非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備並びに原子炉補機冷却設備を （新）設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備並びに原子炉補機冷却設備を</p>	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-3	（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （ii）蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の1段落目 「1次冷却系，1次冷却系統，1次冷却設備」について用語の統一を図るため修正しました。 （旧）加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として， （新）加圧器逃がし弁の故障等により1次冷却設備の減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として，	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-5	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-3	（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （ii）蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の2段落目 設置許可施設区分について，最上位の施設区分を記載することとし，以下の記載を修正しました。また，接続詞の「及び」の記載が必要と判断し追記しました。（下線部参照） （旧）蒸気発生器2次側からの除熱は， <u>給水設備</u> のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁， <u>1次冷却設備</u> の蒸気発生器並びに配管・弁類，計測制御装置等で構成し， （新）蒸気発生器2次側からの除熱は， <u>2次冷却設備</u> のうち補助給水設備の電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁 <u>及び</u> 1次冷却設備の蒸気発生器並びに配管・弁類，計測制御装置等で構成し，	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-3	（1）フロントライン系故障時に用いる設備 （ii）蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の4段落目 記載漏れのため、以下、修正しました。（下線部参照） （旧）2次冷却設備のうち電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器並びに （新）2次冷却設備のうち電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び1次冷却設備のうち蒸気発生器並びに	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-5	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-4	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 a. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）の3段落目 現場での操作であることを明確化するため、追記しました。（下線部参照） （旧）駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性 （新）駆動軸を現場にて人力で直接操作することによる操作の確実性	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-6	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-4	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 a. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）の5段落目 設備名称の記載誤りであったため、修正しました。（下線部参照） （旧）その他、設計基準事故対処設備である2次冷却設備のうち電動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、 （新）その他、設計基準事故対処設備である2次冷却設備のうちタービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-4	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 a. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動）の5段落目 想定するプラント状態において、使用しない設備を誤って記載していたため、削除しました。（下線部参照） （旧）主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器並びに非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 （新）主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-7	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-5	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 b. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電）の2段落目 現場での操作であることを明確化するため、追記しました。（下線部参照） （旧）主蒸気逃がし弁を人力で開操作することで、 （新）主蒸気逃がし弁を現場にて人力で開操作することで、	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-5	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 b. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電）の3段落目 現場での操作であることを明確化するため、追記しました。（下線部参照） （旧）駆動軸を人力で直接操作することによる操作の確実性 （新）駆動軸を現場にて人力で直接操作することによる操作の確実性	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-8	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-5	（2）サポート系故障時に用いる設備 （i）補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁のサポート系機能回復 b. 蒸気発生器2次側からの除熱による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧（代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電）の最終段落 想定するプラント状態において、使用しない設備を誤って記載していたため、削除しました。（下線部参照） （旧）主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器並びに非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 （新）主蒸気逃がし弁、補助給水ピット及び蒸気発生器を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-9	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-5	（2）サポート系故障時に用いる設備 （ii）加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の主要な設備欄 設置許可補正書の項番号を見直ししました。 （旧）加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ（6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備） （新）加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ（6.10 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-5	（2）サポート系故障時に用いる設備 （ii）加圧器逃がし弁の機能回復による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧の主要な設備欄 とりまとめた資料-4ページに記載の差異③「代替交流電源の給電により加圧器逃がし弁の電磁弁に直流電源の給電が可能であることを明示」に対応する使用設備に記載しました。（下線部参照） （旧）・加圧器逃がし弁操作用バッテリー （新）・加圧器逃がし弁操作用バッテリー ・ <u>常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備）</u>	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-11	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-6	（4）蒸気発生器伝熱管破損発生時に用いる設備の1段落目及び2段落目 「1次冷却系，1次冷却系統，1次冷却設備」について用語の統一を図るため修正しました。本項では，手段名として「1次冷却系の減圧」に統一しました。 （旧）重大事故等対処設備として， <u>1次冷却系統</u> の減圧を使用する。 <u>1次冷却系統</u> の減圧は，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁 （新）重大事故等対処設備として， <u>1次冷却系</u> の減圧を使用する。 <u>1次冷却系</u> の減圧は，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-16	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-6	（4）蒸気発生器伝熱管破損発生時に用いる設備の最終段落 設置許可申請書にて使用する設備名称（系統設備名）に統一しました。（下線部参照） （旧）2次冷却設備のうち <u>主蒸気系統</u> の配管を重大事故等対処設備として使用する。 （新）2次冷却設備のうち <u>主蒸気設備</u> の配管を重大事故等対処設備として使用する。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-16	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-6, 7	（5）インターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備の1段落目及び2段落目 「1次冷却系，1次冷却系統，1次冷却設備」について用語の統一を図るため修正しました。本項では，手段名として「1次冷却系の減圧」に統一しました。 （旧）重大事故等対処設備として，1次冷却系統の減圧を使用する。 1次冷却系統の減圧は，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁 （新）重大事故等対処設備として，1次冷却系の減圧を使用する。 1次冷却系の減圧は，主蒸気設備の主蒸気逃がし弁	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-17	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-7	（5）インターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備の2段落目 本内容に対応する比較表p46-17との記載は「遠隔手動操作」の記載であったため，記載の整合をはかりました。（下線部参照） （旧）中央制御室からの遠隔操作によって作動させ， （新）中央制御室からの遠隔手動操作によって作動させ，	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-7	（5）インターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備の主要な設備欄の次の段落 設置許可申請書にて使用する設備名称（系統設備名）に統一しました。（下線部参照） （旧）2次冷却設備のうち主蒸気系統の配管を重大事故等対処設備として使用する。 （新）2次冷却設備のうち主蒸気設備の配管を重大事故等対処設備として使用する。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-7	下から2段落目及び3段落目 設置許可補正書の項番号を見直しました。また、本項（5.5項）のまとめ資料にて適合性を記載する設備について、前段で掲げた設備に記載漏れがあったため、追記しました。（下線部参照） （旧） 加圧器逃がし弁の機能回復については、「6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。 非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 （新） 加圧器逃がし弁の機能回復については、「6.10 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」に記載する。 非常用交流電源設備、非常用直流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-18	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-8	5.5.2.1 多様性、位置的分散 下から2段落目 現場での操作であることを明確化するため、追記しました。（下線部参照） （旧）専用工具を用いて人力による軸受への給油を可能とすることで、 （新）専用工具を用いて現場において人力による軸受への給油を可能とすることで、	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-21	同上 （該当箇所は、上から3段落目）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-11	5.5.2.3 容量等の1段落目 本内容に対応する比較表p46-25との記載は「1次冷却系」の記載であったため、記載の整合をはかりました。 （旧）2次冷却側設備からの除熱を用いた1次冷却システムの減圧機能が喪失した場合 （新）2次冷却側設備からの除熱を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-11	5.5.2.3 容量等の2段落目 用語の適正化をしました。（下線部参照） （旧）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させるために必要な弁吹出量に対して十分であるため、 （新）原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な弁吹出量に対して十分であるため、	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-25	同上	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-11	5.5.2.3 容量等の3段落目 本内容に対応する比較表p46-25との記載は「1次冷却系」の記載であったため、記載の整合を図りました。（下線部参照） （旧）設計基準事故時の1次系の減圧機能と兼用しており、 （新）設計基準事故時の1次冷却系の減圧機能と兼用しており、	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-11	5.5.2.3 容量等の3段落目 女川記載を参照し記載を統一しました。（下線部参照） （旧）必要な弁吹出量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。 （新）必要な弁吹出量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-11	5. 5. 2. 3 容量等の4段落目 本内容に対応する比較表p46-25との記載は「1次冷却系」の記載であったため、記載の整合を図りました。 （旧）1次系のフィードアンドブリードに使用する高圧注入ポンプ （新）1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する高圧注入ポンプ	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-11	5. 5. 2. 3 容量等の4段落目及び5段落目 用語の適正化をしました。（下線部参照） （旧）炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧させるために必要な注水流量 （新）炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧するために必要な注水流量	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-25	同上 （該当箇所は、最終段落）	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-11, 12	5. 5. 2. 3 容量等 P46-11最終段落, p46-12の1段落目 1次系フィードアンドブリードの一連の対応操作で使用する設備について、連続した記載となるよう記載位置を変更しました。 （記載位置の変更内容） p46-12最終段落の前とその前の段落に記載していた内容を変更せず、現在の記載位置に変更	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-26, 27	同上 （該当箇所は、p46-27最終段落の後ろの段落に記載していた内容を変更せず、現在の記載位置に変更）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-12	5. 5. 2. 3 容量等の3段落目 用語の適正化をしました。（下線部参照） （旧）炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧させるために必要な注水流量 （新）炉心崩壊熱により加熱された原子炉冷却材圧力バウンダリを冷却することで減圧するために必要な注水流量	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-27	同上 （該当箇所は、最初の段落）	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-13	5. 5. 2. 4 環境条件等 「蓄圧タンク、・・・」から始まる段落の直前の段落末尾の記載 女川記載を参照し、環境条件を考慮し系統構成弁の操作が可能であることを追記しました。 （旧）記載なし （新）1次冷却系のフィードアンドブリードの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-29	同上 （該当箇所は、2段落目）	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-13	5. 5. 2. 4 環境条件等 下から4行目 女川の構文を参照し、整合した記載となるよう修正しました。 （旧）主蒸気管は、 <u>想定される重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</u> （新）主蒸気管は、 <u>原子炉格納容器内及び原子炉建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>	主蒸気管の設置環境について、下線部の記載を女川と整合した記載
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-30	同上 （該当箇所は、3段落目）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-14	5.5.2.4 環境条件等の2段落目 女川記載を参照し、環境条件を考慮し系統構成弁の操作が可能であることを追記しました。 （旧）記載なし （新）蒸気発生器2次側からの除熱の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。	系統構成弁の操作性について追記
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-30	同上 （該当箇所は、下から3段落目）	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-15	5.5.2.5 操作性の確保の2段落目の末尾 女川記載を参照し、系統構成弁の操作性に関する記載を追記しました。 （旧）記載なし （新）また、1次冷却系のフィードアンドブリードの系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室の制御盤による操作が可能な設計とする。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-32	同上	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-15	5.5.2.5 操作性の確保の3段落目及び4段落目 SA手段ごとに連続した操作性の記載となるよう、記載順を修正しました。 p46-15の下から2段落（加圧器逃がし弁操作用バッテリーは・・・）の前とその前の段落に記載していた内容を現在の記載位置に変更	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-32	同上 （該当箇所は、p46-34の1段落（加圧器逃がし弁操作用バッテリーは・・・）の前とその前の段落に記載していた内容を現在の記載位置p46-32に変更）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-15	5. 5. 2. 5 操作性の確保 の4段落目 1次系フィードアンドブリードの一連の対応操作を含める記載へ見直すため、下線部箇所の記載を変更しました。（従前記載では、余熱除去設備による炉心冷却について1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統に含めていなかったため） （旧）高圧注入ポンプ及び格納容器再循環サンプを使用した1次冷却系のフィードアンドブリードのうち再循環運転並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去設備による炉心冷却を行う系統は、 （新）高圧注入ポンプ及び格納容器再循環サンプを使用した再循環運転並びに余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器を使用した余熱除去設備による炉心冷却にて、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-32	同上 （該当箇所は、最終段落）	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-15	5. 5. 2. 5 操作性の確保 の6段落目 女川記載を参照し、系統構成弁の操作性に関する記載を追記しました。 （旧）記載なし （新）蒸気発生器2次側からの除熱の系統構成に必要な弁は、中央制御室での制御盤による操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-33	同上 （該当箇所は、2段落目）	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-15	5. 5. 2. 5 操作性の確保 の下から2段落目 用語記載の統一を図りました。（下線部参照） （旧）電源操作等により速やかに切り替えられる設計とする。 （新）電源操作等により速やかに切替えられる設計とする。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-34	同上 （該当箇所は、下から2段落目）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-16	5.5.2.5 操作性の確保 の1段落目 女川の構文を参照し、記載の整合を図りました。（下線部参照） （旧）加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、接続は、ボルト・ネジ接続とし、 接続方法を統一し、 （新）加圧器逃がし弁操作用バッテリーの接続は、ボルト・ネジ接続として接続方法を統一し、	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-16	5.5.3主要設備及び仕様 表番号について誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）主要仕様を第5.5_1表～第5.5_2表に示す。 （新）主要仕様を第5.5_1表～第5.5_2表に示す。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-35	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-17	5.5.4 試験検査 誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 （新）基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-36	同上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r.4.2）	p46-19	表番号について誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）表5.5_1 （新）表5.5_1	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r.4.2）	比較表p46-39	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-19	(1) 高压注入ポンプの揚程欄 45条における大飯仕様欄に記載の運転状態の（ ）書きについて、各条における運転状態の記載をしていることを同様に追記するとしたため、46条においても同様に追記しました。 なお、本内容に対応する比較表p46-39では、同内容が記載されていたため、整合を図りました。 (旧) 約950m (新) 約950m <u>（安全注入時及び再循環運転時）</u>	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-21	(5) 蓄圧タンクの最高使用圧力欄 誤記訂正しました。（下線部参照） (旧) 4.9 Pa[gage] (新) 4.9 MPa[gage]	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-39	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-23	(11) タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の全項目 前回記載では、蒸気発生器2次側からの除熱に使用する本弁について、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を構成する設備として扱っていましたが、重大事故等時において、本弁を手動操作することを考慮し、重大事故等対処設備の仕様として記載することに変更しました。 (旧) 記載なし (新) 全項目について記載	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-46	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-24	(12) 余熱除去ポンプ入口弁の項番号 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁の記載追加により、項番号を後送りしました。 (旧) (11) (新) (12)	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-46	同上	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-25	表番号の記載を修正しました。（下線部参照） (旧) 表5.5-2 (新) 表5.5_2	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-47	同上	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-25	(1) 加圧器逃がし弁操作用バッテリーの次の項目 設備仕様の誤記（132V）を修正し、可搬型設備の使用箇所と保管場所を追記しました。 (旧) 電圧132V (新) 電圧125V 使用箇所 原子炉補助建屋1階 保管場所 原子炉補助建屋1階	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-47	同上（比較表では、以下の修正内容） (旧) 電圧132V 使用箇所 原子炉補助建屋1階 保管箇所 原子炉補助建屋1階 (旧) 電圧125V 使用箇所 原子炉補助建屋1階 保管場所 原子炉補助建屋1階	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	P46-26～29	系統概要図の名称について「1次冷却系のフィードアンドブリード」を明示しました。	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-51	同上	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46）	p46-36	5.1.2.1.3 主要設備及び仕様 未定（-Xと表記）とした表番号を記載しました。 （旧）第5.1-X表 （新）第5.1.7表	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-63	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-36	5.1.2.1.4 試験検査 記載設備が間違っていたため、修正しました。 （旧）また、蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口弁は、 （新）また、加圧器逃がし弁は、	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-63	同上	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46）	p46-39, 40	5.3.2.3.3 主要設備及び仕様 未定（-Xと表記）とした表番号を記載しました。 （旧）第5.3-X表 （新）第5.3.1表 p46-40の表名称も同様に修正	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-65, 66	同上 p46-66の表名称も同様に修正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-42 以降	設置許可補正書の項番号を見直ししました。 （旧）6.8 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 （新）6.10 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 以降、「6.8」を「6.10」に修正。	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-68以降	同上	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-43	上から4行目から 記載の統一を図るため、追記しました。（下線部参照） （旧）加圧器逃がし弁操作用バッテリーは、 （新）加圧器逃がし弁操作用バッテリーについては、	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-70	同上	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-44	6.10.2.5 操作性の確保 の2段落目 女川の記載を参照し、系統構成弁の操作性について追記しました。 （旧）通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。 （新）通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の制御盤での操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-75	同上	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 4. 2）	p46-46	(1) 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ の保管場所 用語の統一を図りました。（下線部参照） （旧）保管箇所 （新）保管場所	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 4. 2）	比較表p46-77	同上	